

宇部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行う等、動物愛護活動を支援することで、市民の動物の愛護と適正な管理に関する意識を高め、人と動物との共生社会の実現を図り、もって市民の快適な生活環境の向上に寄与するため、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 市内に主たる活動拠点を有して、飼い主のいない猫の適正管理を推進するための活動等の動物愛護に関わる活動を行っている団体のうち、第3条第2項の規定により登録の承認を受けた団体（以下「登録団体」という。）とする。

登録団体は、次に掲げる要件にすべて該当するものとする。

イ 営利を目的としないこと。

ロ 市内居住の者を中心に構成され、同一世帯に属していない構成員が3人以上の団体で、各構成員が他の登録団体に加入していないこと。

ハ 活動の記録及び会計帳簿を記載し、適切に保管していること。

(2) 適正な飼育のもとで地域猫活動を行う市内の自治会及び市内に住所を有する個人（以下「自治会及び個人」という。）

(登録団体の申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、団体登録申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に、次の書類を添えて、毎年度6月30日までに登録の申請をしなければならない。

(1) 団体の定款若しくは規約、又はこれらに準ずるもの

(2) 団体の年間事業計画及び年間収支予算書

(3) その他市長が特に必要と認めた書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要な調査を行い、その審査について、団体登録承認（不承認）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 登録団体の代表者は、登録団体を解散し、又は登録事項を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費並びに補助率及び限度額は、別表第1のとおりとする。ただし、当該年度の予算の範囲内とする。

なお、登録団体が第5条第2項に定める補助金交付決定通知以前に実施している事業については、補助の対象とはならない。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする場合は、次のとおりとする。

- (1) 登録団体は、補助金交付申請書(様式第4号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (2) 自治会及び個人は、補助金交付申請書兼請求書(様式第9号)に不妊・去勢手術を受けさせた日から30日を経過する日又は手術を受けさせた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要な調査を行い、その適否について、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条第2項の規定により、補助金の交付決定を受けた登録団体は、補助金の交付対象事業が終了したときは、交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに補助対象事業実績報告書(様式第6号)に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び補助金の請求等)

第7条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により、登録団体に通知する。

2 前項の通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第8条 市長は、第5条第1項第2号及び前条第2項の規定による補助金の請求があった場合は、その内容を確認し、請求者に対し補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。
- 3 市長は、この要綱の施行後、3年以内に補助金の必要性について検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 4 この要綱は、令和3年1月4日から施行する。
ただし、登録団体対象別表第1(第4条関係)は、令和3年3月31日まで、なお従前の例による。

- 5 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表第1（第4条関係） 登録団体対象

補助対象事業		補助率	補助限度額
事業内容	対象となる経費		
市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の実施	不妊・去勢手術費用 （手術に伴う治療・ノミ取り、V字カット代等の処置を含む）	補助対象経費の 1／2 （千円未満は切り捨て）	上限20万円
飼い主のいない犬猫の保護及び里親探し、譲渡会の実施	里親探しを含めた保護に要する治療・健康診断・予防接種費		
	里親探しを含めた保護に要する消耗品費、飼育器具等の備品購入費、譲渡会の実施に係る消耗品費、会場使用料、広告宣伝費、印刷製本費等	補助対象経費の 20％ （千円未満は切り捨て）	
飼い主に対する相談会、飼い方セミナー等適正管理に向けた啓発事業の実施	セミナー等の実施に係る講師等の謝金・旅費、消耗品費、備品購入費、会場使用料、広告宣伝費、印刷製本費等		
＊団体維持のための経常的な経費及び視察研修経費、団体の構成員に支払われる賃金・謝礼、飲食費、領収書のない経費等については、補助の対象外とする。 ＊山口県や他の団体等から同種の補助金が交付されている場合は、補助金を交付しないか、もしくは減額する。 ＊「不妊・去勢手術費用」に係る補助限度額は、雌猫1匹につき1万円、雄猫1匹につき5千円とする。 ＊「里親探しを含めた保護に要する治療・健康診断・予防接種費」に係る補助限度額は、1回の診察につき1万円とする。 ＊補助限度額（1団体あたり上限20万円）を超えて補助金申請があった場合、「不妊・去勢手術費用（手術に伴う治療・ノミ取り、V字カット代等の処置を含む）」に係る経費に限り、予算の範囲内において、補助限度額を超えて補助することができる。			

別表第 1（第 4 条関係） 自治会及び個人対象

補助対象事業		補助率	補助限度額
事業内容	対象となる経費		
市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の実施	不妊・去勢手術費用 （手術に伴う治療 ・ノミ取り、V字カット 代等の処置を含む）	補助対象 経費の 1／2 （千円未満は 切り捨て）	自治会（班単位でも可） 限度なし 個人 上限 7 万円 （1 世帯 7 匹まで）
* 「不妊・去勢手術費用」に係る補助限度額は、雌猫 1 匹につき 1 万円、雄猫 1 匹につき 5 千円とする。 * 同一年度内の個人の補助金交付申請において、1 世帯当たりの申請は 7 匹までとする。 * 補助金交付申請書に添付する書類 ・ 不妊手術を受けさせた猫の一覧表（別紙 1） ・ 去勢手術を受けさせた猫の一覧表（別紙 2） ・ 不妊・去勢手術を受けさせたことがわかる猫の写真（別紙 3） ・ 手術費の領収書 ・ 誓約書（別紙 4） ・ その他市長が必要と認める書類 ※申請の内容により必要がないと認めるときは、添付書類の一部省略可			